

## IV-2

### 専門医の認定に関する内規

#### (目 的)

第1条 本内規は、専門医制度に関する規則第4条に基づき、リハビリテーション科専門医（以下「専門医」という。）になることを目標とする研修の細目並びに認定に関する資格及び試験について定めるものである。

#### (資 格)

第2条 専門医として認定を受けられる者は、次の各号に掲げる資格を有し、第3条に定める本医学会の行う試験に合格したものに限る。

- (1) 医師免許取得後5年以上及び本医学会加入後3年以上を経過していること
- (2) 本医学会の定めた専門医制度卒後研修カリキュラムに基づき本医学会が認定する研修施設において3年以上の研修を行ったものであること
- (3) 本医学会年次学術集会における主演者の学会抄録2篇を有すること  
但し主演者としての発表2回のうち1回は日本リハビリテーション医学会年次学術集会または秋季学術集会であり、もう1回は日本リハビリテーション医学会年次学術集会、秋季学術集会、または地方会学術集会のいずれかとする  
学会抄録とは一般演題の他、シンポジウムの演者、特別講演、教育講演の講師としての発表抄録とする
- (4) 自らリハビリテーション医療を担当した30症例の症例報告を提出すること
- (5) 自らリハビリテーション医療を担当した100症例のリストを提出すること

#### (試 験)

第3条 前条に規定する資格の審査に合格した者について、試験を行う。

- 2 試験は、毎年1回施行する。
- 3 試験方法は、別に定める。

#### (改 廃)

第4条 本内規の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。

#### 附 則

本内規は、平成15年6月18日より施行する。

平成18年1月28日より施行する。

第2条(4)は平成21年度より適用する。

平成23年6月3日より施行する。

#### 附 則

本内規は、平成29年1月28日より施行する。

本内規は、令和2年1月18日より施行する。